

第31回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和5年1月20日（金）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和5年1月20日（金）午前10時00分から午前11時06分
2. 開催場所 壬生町役場 大会議室
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 5番 篠原 正明
委員 1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏雄 4番 大関 孝男
6番 高橋 宏治、7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠
4. 参集推進委員
小島高雄推進委員 賀長紀好推進委員
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
日程第1 会務報告について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
日程第4 議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第5 報告第1号 非農地証明願の件について
日程第6 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
日程第7 報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について
日程第8 報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他 事務連絡
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 田中貴子、 副主幹兼農地調整係長 宇賀神 尚、 主任 齋藤純一
主事 松本ひなた
7. 会議の概要
令和5年1月20日（金）【午前10時00分開会】

- 局長 では、定刻になりましたので、第31回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は10名になります。また、小島高雄推進委員、賀長紀好推進

委員にも出席をいただいております。総会の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 みなさん改めましておはようございます。新しい年を迎えて初めての総会です。今年もよろしく願いいたします。任期も今年の7月までとなり、あと半年でございますが、壬生町の農業振興にあたりご活躍をお願いいたします。

それに伴い最後の年ということで、前期のときは、新型コロナの関係で親睦旅行が出来なかったのですが、今年はなんとか親睦旅行を企画しようと、篠原職務代理と、川嶋農地利用最適化推進委員長と相談しまして、3月27日から29日の日程で決めさせていただきました。場所につきましては広島県・山口県の2県にわたりますが、最後の旅行をしたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。旅費につきましては旅行積立を活用し、楽しく旅行ができるよう企画しましたので、よろしくお願いいたします。

今日は何件かの案件がありますが、皆様のご協力により進めていきますのでよろしく願いいたします。

●局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、5番 篠原 正明 委員、6番 高橋 宏治 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の宇賀神係長をお願いいたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

12月21日水曜日、「人・農地プラン」検討会が、役場101会議室で行われ、認定農業者として、鈴木進吉推進委員と私が出席いたしました。

12月27日 火曜日 常設審議委員会が、とちぎアグリプラザで行われ、梁島源智会長が出席いたしました。

1月5日 木曜日 新年の賀詞交歓会が、城址公園ホールで行われ、梁島源智会

長以下、農業委員、農地利用最適化推進委員が出席いたしました。

1月16日 月曜日 農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、101会議室と現地で行われ、篠原正明職務代理、早乙女 誠農業委員、梁島源智会長、小島高雄推進委員、賀長紀好推進委員、事務局より宇賀神尚係長、齋藤純一主任と私が出席いたしました。

以上になります。

○議長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 次に、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書2ページからの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。1月5日、木曜日締切りの時点で、5件の申請がございました。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (原宿) 自作地 267㍍ 借受地 20㍍
譲受人 _____ (原宿) 自作地 267㍍ 借受地 20㍍

(土地の表示)

| | | |
|----------------|----|-------------|
| 壬生町大字藤井字 _____ | 田 | 6 2 4 7 ㎡ |
| 壬生町大字藤井字 _____ | 畑 | 4 3 6 ㎡ |
| 壬生町大字藤井字 _____ | 畑 | 1 9 3 1 ㎡ |
| 壬生町大字藤井字 _____ | 畑 | 6 5 3 4 ㎡ |
| 壬生町大字藤井字 _____ | 畑 | 1 2 2 8 ㎡ |
| 壬生町大字藤井字 _____ | 畑 | 8 2 4 ㎡ |
| 壬生町大字藤井字 _____ | 田 | 2 2 0 5 ㎡ |
| 壬生町大字藤井字 _____ | 畑 | 7 8 2 ㎡ |
| 壬生町大字藤井字 _____ | 畑 | 5 5 ㎡ |
| 壬生町大字藤井字 _____ | 畑 | 1 8 6 6 ㎡ |
| 壬生町大字藤井字 _____ | 畑 | 1 5 2 5 ㎡ |
| | 合計 | 2 6 7 8 2 ㎡ |

贈与による所有権移転

稼働 3人

第2項

貸人 _____ (台坪) 自作地 111㍍ 借受地 47㍍
借人 _____ (台坪) 自作地 111㍍ 借受地 47㍍

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲字 _____ 田 161㎡
10年間の使用貸借権の設定 稼働 2人

第3項

譲渡人 _____ (宇都宮市) 自作地 189㍍
譲受人 _____ (下野市) 自作地 210㍍

(土地の表示)

壬生町大字壬生丁字 _____ 畑 12926㎡
売買による所有権移転 _____ 円 稼働 6人

第4項

譲渡人 _____ (西部) 自作地 40㍍ 貸付地 20㍍
譲受人 _____ (北原) 自作地 174㍍ 貸付地 63㍍

(土地の表示)

壬生町大字羽生田字 _____ 畑 982㎡
壬生町大字羽生田字 _____ 畑 1183㎡
合計 2165㎡
売買による所有権移転 _____ 円 稼働 6人

第5項

貸人 株式会社 _____ 代表取締役 _____ (佐野市)
自作地 51㍍

借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____ (佐野市)

(土地の表示)

壬生町大字安塚字 _____ 田 2497㎡
壬生町大字安塚字 _____ 田 800㎡
壬生町大字安塚字 _____ 畑 935㎡
壬生町大字安塚字 _____ 畑 935㎡
合計 5167㎡

3年間の地上権の設定

以上、第1項から第4項につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしてお

りました。説明は以上でございます。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

農地法第3条案件、第1項について説明いたします。

1項案件は1月15日、午後1時から、琴寄成人農業委員、地区担当の鈴木進吉推進委員、譲受人の_____氏の父、____さんと私で現地確認をまいりました。現地の譲渡人 _____さんと譲受人_____さんは親子関係になります。チェック項目に関しても問題がなかったことを報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

引き続き2項案件について説明いたします。この案件も1月15日 午後1時30分頃から琴寄成人農業委員、地区担当の鈴木進吉推進委員と借人の_____さんと私で現地確認をまいりました。現地の貸人と借人は親子関係であります。チェック項目に関しても問題がなかったことを申し上げます。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただ

いまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第3項案件を議題といたします。
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)

第3項案件についてご説明いたします。去る1月15日に譲渡人の_____さん、私と刀川正己農業委員、戸崎浅一推進委員とともに、現地確認をいたしました。チェック項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れはないと確認しましたのでご報告いたします。なお、_____さんとの関係につきましては、利用権設定によりまして、現在麦を耕作しているということで麦も播種されておりました。現在の耕作者に、引き続いて土地を所有していただくことを確認いたしました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第4項案件を議題といたします。
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補

足説明をお願いいたします。

○議長 5番 篠原 正明 委員

●5番 篠原 正明 委員 (4項の現地調査の結果並びに補足説明)

第4項案件について、去る1月16日に譲受人_____氏立会いのもと、早乙女誠農業委員、木野内佳代子農地利用最適化推進委員とともに、現地調査を行い、周辺地域との関係について確認いたしました。問題を生ずる恐れはなく、地域との調和要件を満たしております。以上ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第5項案件を議題といたします。事務局で補足説明はありますか。

●事務局 5項案件の説明 (宇賀神農地調整係長)

第5項案件について説明いたします。

この案件につきましては、この後の5条の5項案件で営農型太陽光発電設備での転用に付随する申請となります。営農型太陽光発電設備については支柱を立てて、パネルを設置することとなりますが、土地の所有者と発電設備の設置者は異なる場合については、権利設定をする必要があります。支柱部分については一時転用にあたるので転用許可申請をすることになります。

今回の5条許可申請で使用貸借権を設定しておりますが、これだけだとパネル部分の権利設定がなされない状況になりますので、パネル部分について、地面は農地のままであるため、耕作できますので転用にはあたらないこととなります。

そこで、農地のままパネル設置のための土地を使う権利として、地上権か賃借権の設定をすることになります。農地に権利設定をするということで、3条の許可申請が必要になります。この3条許可についてはあくまでもパネル設置に係るもので、耕作するための権利設定ではないので、通常の3条の許可要件である下限面積要件や全部効率利用要件等を満たす必要はなく、土地所有者、設備設置者、耕作者といった当事者の同意があれば許可されるものとされております。なお、それによりま

して、現地調査等も今回はしておりません。

説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書4ページの、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。1月5日、木曜日の締切り時点で6件の申請がございました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

賃貸人 _____ (中泉)
_____ (中泉)
_____ (中泉)

賃借人 有限会社 _____ 代表取締役 _____ (壬生町)

(土地の表示)

| | | |
|----------------|----|------------------------------|
| 壬生町大字中泉字 _____ | 畑 | 4 1 3 . 2 7 m ² |
| 壬生町大字中泉字 _____ | 畑 | 3 3 5 m ² |
| 壬生町大字中泉字 _____ | 畑 | 2 3 9 m ² |
| 壬生町大字中泉字 _____ | 畑 | 1 5 3 7 m ² |
| 壬生町大字中泉字 _____ | 畑 | 1 3 7 1 m ² |
| | 合計 | 3 8 9 5 . 2 7 m ² |

園芸用土採取及び搬出入路 1年間の賃借権設定

第2項

賃貸人 _____ (万町)
 _____ (仲通町)
 _____ (三好町)
 賃借人 有限会社 _____ 代表取締役 _____ (壬生町)
 (土地の表示)
 壬生町大字壬生甲字 _____ 畑 1 5 0 m²
 壬生町大字壬生甲字 _____ 畑 3 7 5 m²
 壬生町大字壬生甲字 _____ 田 2 2 5 m²
 壬生町大字壬生甲字 _____ 田 2 0 0 m²
 壬生町大字壬生甲字 _____ 田 3 5 0 m²
 合計 1 3 0 0 m²
 工事作業敷地 3 か月間の賃借権設定

第3項

譲渡人 _____ (安塚二)
 譲受人 _____ (至宝町北)
 _____ (至宝町北)
 (土地の表示)
 壬生町大字安塚字 _____ 田 4 8 9 m²
 自己用住宅敷地 売買による所有権移転

第4項

貸 人 _____ (安塚南部)
 借 人 _____ (埼玉県)
 (土地の表示)
 壬生町大字安塚字 _____ 畑 1 0 2 6 m²
 店舗併用住宅敷地 30 年間の使用賃借権の設定

第5項

貸 人 株式会社 _____ 代表取締役 _____ (佐野市)
 借 人 株式会社 _____ 代表取締役 _____ (佐野市)
 (土地の表示)
 壬生町大字安塚字 _____ 田 3 . 3 4 m²
 壬生町大字安塚字 _____ 田 1 m²
 壬生町大字安塚字 _____ 畑 1 . 1 2 m²
 壬生町大字安塚字 _____ 畑 0 . 8 5 m²
 合計 6 . 3 1 m²
 営農型太陽光発電設備敷地 3 年間の使用賃借権設定

第6項

賃貸人 _____ (中央)
_____ (中央)
_____ (茨城県)

賃借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____ (日光市)
(土地の表示)

壬生町大字羽生田字 _____ 畑 1 2 9 2 m²

園芸用土採取 1年間の賃借権設定

説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る 1月16日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の5番 篠原 正明 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 篠原 正明 委員 (1項案件について報告)

現地調査については1月16日 月曜日に私と早乙女誠農業委員、梁島源智会長、小島高雄推進委員、賀長紀好推進委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任の8名で調査いたしました。

第1項の案件についてご報告します。

申請地は、_____から南西に約700mに位置する農地で、農振農用地及び第1種農地に該当します。

事業計画書によると、農地から1m、道路及び山林から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大1.5mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、県外の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については自社ストックヤードから調達予定であります。事業資金241万円については自己資金で対応します。

以上のことから、農振農用地及び第1種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、1月30日開催の、栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 篠原 正明 委員 (2項案件について報告)

次に第2項の案件についてご報告します。

申請地は、_____から南西に約300mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、江川の樹木伐採工事を町より受注しましたが、作業箇所にアプローチできる通路や伐採機械等を置くスペースがなかったことから、今回の一時転用申請に至ったとのことです。使用箇所には鉄板を敷設し、地面の養生を行い、作業完了後には現状復旧する予定です。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において代替性もないため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に第3項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 篠原 正明 委員 (3項案件について報告)

第3項の案件についてご報告します。

申請地は、_____から南西に約400mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと、申請人は、現在町内のアパートで生活していますが、

子供の成長に伴い、現在の住まいが手狭になることから、戸建住宅の建築を検討していました。子育ての面や将来親の面倒を見ることも考え、実家近くの申請地を最適地として選定したとのことです。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金_____万円は、金融機関からの融資で対応します。また開発許可については県 都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定過程において代替性もないため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に第4項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 篠原 正明 委員 (4項案件について報告)

第4項の案件についてご報告します。

申請地は、_____から東に約100mに位置する農地で、第3種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、現在埼玉県の県営住宅で生活していますが、壬生町で飲食店を開業したく、今回の申請に至ったとのことです。土地所有者は叔父にあたるため、周辺の地理にも明るく知人等も多いことから申請地を最適地として選定したとのことです。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金_____円は、金融機関からの融資で対応します。また、開発許可については県 都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第3種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に第5項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 篠原 正明 委員 (5項案件について報告)

第5項の案件についてご報告します。

申請地は、県道宇都宮栃木線の_____から南西に約600m位置する農地で、農振農用地に該当します。

営農計画書によると、小麦及び大豆を作付予定で、支柱は、2.5mの高さ、3.7mの間隔を確保し354本使用することです。185ワットのパネル2592枚、合計出力479.52キロワットの太陽光発電設備を予定しております。事業資金約_____万円は自己資金で対応します。

以上のことから、農振農用地であります。営農型太陽光発電設備の支柱部分のための一時転用であり、営農計画書及び添付書類から適切な営農が見込まれ、周辺農地の耕作に支障をきたす恐れがないと思われることから、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員

この太陽光発電というのは期間的に10年とか20年とか長い期間を有しているのですが、3年というのはなにか根拠があるのですか。あと営農をするということですか。営農型太陽光というのは下で作物を作るといのが条件かと思いますが、その確認というのは、毎年やるのか、それともどういう実績報告書が出てくるのか、

その辺を教えてくださいたいのですが。

○議長 事務局、お願いします。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

3年という期間についてですが、営農型太陽光発電設備を設置するにあたり、3年というものがひとつの期間として定められております。ですが認定農業者とか、担い手の方が耕作する場合には10年というのも例外的に認められております。または、耕作放棄地になってしまった場所についても10年という期間を設定できる場合もあるのですが、今回の場合はどちらにも該当しませんので、この場合は3年という設定となっております。

あと、パネルの下で作物を作るということについては、毎年収穫量などの報告書を提出することになっておりまして、3年ごとに転用許可が切れてしまいますので、その間、収穫や営農が出来ていないというのであれば、次回の転用許可については許可できない。場合によっては設備の撤去を指導するという事になります。

●2番 大橋 好一 委員

報告書だけで、作付けしたという実績報告書はどこまで信用できるか、とういことがあります。要するにあちこち作っていて、一か所に出荷して、そこからの報告書だと実際作っているかどうか、わからないですよね。作ってなくても他からの実績があがれば作ったといえる。報告書だけとみなされる可能性はありますよね。

実際現地で、蒔いたか、収穫できそうだとか、それを確認しなければわからないと思うのですが。ただここだけしか作っていない方ならいいのですが、こういう会社形態だとあちこちにあると思います。そうするとわからなくなる。反収が平均反収の半分だったとしても、作りましたと言えばそれきりじゃないですか。その辺の確認というのはどのようにしているのか。これから1か所できると、あちこちこういう形態はできてきますよね。その時に確認は誰がするのか、いつやるのかという問題が出てくると思います。その辺を今後どう進めていくのかを伺いたい。

○議長 いずれにしてもあまり例のない事例ですよ。ですから農業委員会としても年に1・2回は現地を確認しなければと思います。

●2番 大橋 好一 委員

最初なので、ここでしっかり確認しておかないと曖昧のうちに進んでしまうという可能性があると思います。こういう案件がでたら確実に作物を作っていますよという、5条の現地調査と同様に、調査をやりますよという事をはっきり告げておかないと。作りますよと言っただけで終わってしまう可能性もありますよね。作るといっても種を蒔くだけじゃなく、収穫を得る作り方をしないと意味がない。ただ蒔きますよ、というだけではわからない。本当に収穫した跡が見受けられますとか、そのようにやっていかないと、また馬鹿にされたような申請で終わってしまうとい

う感じもするのですが。

● 6番 高橋 宏治 委員

私も少し懸念されるところがあると思うのですが、この_____は比較的きちんとやっている業者で、宇賀神係長とも話をしたのですが、二つのパターンがあって、きちんとやれている農地にあえて営農型のソーラーシェアリングを作ってしまうと、たしかに下の農地がある可能性があります。むしろ耕作放棄地状態になっている農地に対して、営農型のソーラーシェアリングを作ることによって、下を一応使おうというようなプラスの方向に行けばいいと思います。結構、営農型のソーラーシェアリングで、耕作放棄地状態になっているところに建てると下に作る作物は、ブルーベリーとか柿とか、あまり収穫できないものをとりあえず蒔く、という事は確かにあります。良し悪しだとは思いますが。ただ、今回の営農型のソーラーシェアリングだけについて、そういう後追いを厳しくするとすると、通常の3条の移転で農地の売買をした後に、買った人がその農地をどれだけ使っているのかを、本来きちんと調査をしないといけないことなので、あわせて全部、これだけではなくて、トータルで農地を使っているのかどうかを確認したほうがいいのかでは、と思います。

● 8番 清水 利通 委員

まったく同感なのですが、初めての例ですから、こういう機会に農業委員会としての対応を検討して、ある程度進めていった方がいいのではないのでしょうか。

近隣で実績のあるところでは、都賀町に一昨年にあります。そういう実態なんかを受け止めながら、当町としては回を重ねて、検討したほうがいいのかでは。

○議長 都賀町は、田んぼかな。稲ですね。きれいになっていますよね。

● 8番 清水 利通 委員

あれは、耕作者と賃貸人の関係は別なのかな。今回の件は同じというわけではないが。

○議長 この間の現地調査で話を聞いた限りでは、佐野ではイチゴを作っていて、しっかりやっている話はしていました。

● 5番 篠原 正明 委員

この農地は何年か前に赤土・園芸用土をとった後なんです。農地もちよっとでこぼこで、整地されていない状態なので、麦でもきれいに作ってもらえればいいのかと思うのですが。大橋委員が言ったとおり、やはり年に1・2回確認する必要があると思います。今回は問題なしと見たのですが。

○議長 これから、そういう計画書を作って、年に収穫時期とか2回ぐらいは現地調査し

たほうがいいですね。その辺は事務局で計画書を作っていただいて、麦の収穫時期とかに、他の案件と一緒に確認できればいいと思います。

● 2番 大橋 好一 委員

やはり信頼をお互いにするためには、現地を見て、やっている状況を見て、収量的には一般の標準よりも下がるかもしれないですよ。確かに。それはやむを得ないと思います。ただ正當にやっていますよ、という、お互いに信頼できる状況というのを確認することはいいことだと思います。高橋委員が言うように、間違いのない会社と言われれば、安心ですが、実際に計画通りにやっていますよという事を、みんなが認めるのも信頼だと思います。そのためにも確認はやったほうがいいと思います。

○議長 この案件については、高橋委員に別に確認してもらっています。状況的には先ほど言った通りです。いずれにしても事務局に計画書をつくっていただいて、2回くらい確認するという事によろしいですか。

● 6番 高橋 宏治 委員

最近の流れでソーラーシェアリングだと、田んぼというのは難しく、間隔を広くしないと機械が通らないので、柱を太くしなければならないのです。そうすると費用が掛かってしまうのであまり田んぼではやらなくなりました。茨城の方では多いのですが最近やっているのは養鶏で、ソーラーシェアリングをやって、下に鶏を放すのは、最近増えています。

○議長 いずれにしても作物は収量がかなり落ちますね。

● 2番 大橋 好一 委員

収穫作業はコンバインとか大型機械を使うとなると、先ほど言ったように間隔を広げて太い柱を使うとなると鉄骨もかなり値が上がっているという事なので、採算的にどうかなと思います。

● 7番 琴寄 成人 委員

たしか収益率は80%という、うたい文句があったと思うが、そこまではなかなか、作物によっては取れないから。

○議長 機械はリースということです。

● 8番 清水 利通 委員

通常の耕作条件が違うから、目配りするという意味では確認したほうがいいですね。

- 1番 刀川 正己 委員
佐野と書いてありますが、貸人も借人も。という事は、作付けするときは佐野から通うという事ですか。
- 議長 佐野から通うという事ですね。佐野でイチゴを作っています。
- 1番 刀川 正己 委員
それで荒らさないようにできるのですかね。
- 8番 清水 利通 委員
そのために現地調査が必要だろうということです。
- 議長 周りに迷惑をかけないようには言ってきました。
- 9番 早乙女 誠 委員
収量的にはどうかと思いますかね。現実問題として。
- 2番 大橋 好一 委員
現在なにか作っているのですか。
- 議長 作っていないです。ただ草も退治はしてあるようです。除草剤をかけたのかな。
- 9番 早乙女 誠 委員
決まりがあるのだから、どんな形でも、植えたのか、収穫したのか、それははっきりしないとまずいところはありますよね。
- 2番 大橋 好一 委員
支柱を立てるときには、ある程度整地はするのでしょうか。
- 議長 整地してそれから始まるのでしょうか。
今の意見をまとめて、計画書を作ってくださいという事でいいですか。
- 議長 それでは採決をしてよろしいでしょうか。
それでは、議案第2号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第2号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に第6項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 篠原 正明 委員（6項案件について報告）

引き続き、第6項の案件についてご報告します。

申請地は、_____から南東に約900mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、農地及び道路から2m、宅地から3mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大3.5mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については県土木事務所発注の公共工事により発生した建設発生土を調達予定であります。事業資金_____万円については自己資金で対応します。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることに付いて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員

この賃借人の_____というのは、実績は壬生であるのですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

同じ羽生田で1件、農地転用の園芸用土採取をやり、そこもほぼ終わる見込みです。

●1番 刀川 正己 委員

実績はあるのですね。わかりました。

○議長 よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第2号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第6項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に日程第4 議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書6ページからの議案第3号、「壬生町農用地利用集積計画の件について」、利用権設定等各筆明細に従いましてご説明いたします。

最初に利用権の新規、賃借権分について、議案書7ページのとおり、4件、12筆、面積合計が13,877㎡となっております。

次に利用権の新規、使用賃借権分について、議案書8ページのとおり、6件、9筆、面積合計が11,716㎡となっております。

次に利用権の再設定、賃借権分について、議案書9ページのとおり、1件、1筆、面積が403㎡となっております。

次に利用権の再設定、使用賃借権分について、議案書10ページのとおり、2件、2筆、面積合計が3,669㎡となっております。

続きまして、一括方式の新規、賃借権分について、議案書11ページのとおり、7件、16筆、面積合計が26,369㎡となります。

次に一括方式の新規、使用賃借権分について、議案書14ページになります。4件、8筆、面積が12,508㎡となります。

以上各案件が農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に日程第5 報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の15ページに3件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

○議長 3番 高橋 敏男 委員

●3番 高橋 敏男 委員 (1項案件について報告)

第1項案件について、12月13日に私と鈴木良一推進委員、業者の___氏と現地確認をし、20年以上前から宅地利用をしていることを確認しました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に第2項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

○議長 3番 高橋 敏男 委員

●3番 高橋 敏男 委員 (2項案件について報告)

第2項案件につきまして、第1項と同じ2月13日に、私と鈴木良一推進委員と業者の___氏と現地確認をし、20年以上前から宅地利用していることを確認しました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの2項案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 次に第3項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員 (3項案件について報告)

3項案件につきまして、ご説明いたします。3項案件につきましては去年の12月26日、戸崎浅一推進委員と行政書士の___さんだと思いますが、立会いのもと確認いたしました。記載内容のとおりであったことを報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの3項案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第3項を終わります。

○議長 次に日程第6 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の16ページから17ページに4件がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第7 報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、

事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の18ページの2件でございます。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第3号をおわります。

○議長 次に、日程第8 報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の19ページの2件でございます。

これについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長 次に「その他」についてです。
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局 その他について説明（松本主事）

「その他」の資料をご覧ください。

まず、その他1の令和4年農地賃借料情報についてでございます。次のページの2枚にわたって、賃借料の情報をまとめました。確認をいただいて問題がなければ、農業会議に提出と、町のホームページに掲載していきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

●2番 大橋 好一 委員

田んぼの最低額で、南犬飼地区はずいぶん安いのですが何かあるのですか。

●事務局 松本

一応、令和4年の1月から12月までに賃借されたものをすべて、打ち出してその中からという形になるので、去年の最低額がこの金額だったという事です。

●2番 大橋 好一 委員

基盤整備地区だから買い得だよ。

●事務局 松本

一応、コメとかで換算されているところでして、1筆コメ何キロみたいなところが一律で60キロ12,000円になっているので、その分少し安くなっているのではないかと。

●2番 大橋 好一 委員

これは10アールあたりだよ。

●事務局 松本

そうです。10アールあたりになります。

○議長 よろしいですか。

●事務局 松本

では、これで提出いたします。

次に、事務連絡になります。

令和5年農業用免税経由に係る申請受付についてですが、先月に引き続き周知をさせていただきます。

日程 2月21日、22日、24日 (3日間)

会場 昨年と異なり壬生町役場 大会議室となります。

令和4年度全国農業新聞購読料について

資料のとおり報酬の方から控除させていただきます。

のうねん1月号を配布いたしましたので、ご活用ください。

○議長 局長 ありますか。

●局長 第24期 親睦旅行の開催について
日程の説明
行先の説明
見学候補地で希望はあるか。
広島県・山口県の見学候補地

○議長 旅行積立は3月分まで（2月分報酬）3月15日天引き
申し込み締め切りは3月5日
服装は普段着で。

（見学候補地について、食事について）

○議長 集合は役場でいいですか。

●局長 行程等は決まりましたら、改めて通知いたします。

○議長 そのような形で進めさせていただきます。

○議長 よろしいですか。では以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

○議長 以上をもちまして、第31回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お世話になりました。

【午前11時06分閉会】

会 長 梁 島 源 智

5 番 篠 原 正 明

6 番 高 橋 宏 瑛